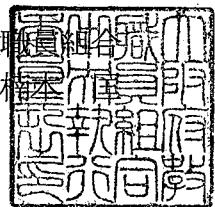


2015年7月8日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長



勤務労働条件の改善に向けた大阪府教職員組合要求書

教職員の賃金ならびに勤務労働条件の改善のために、大阪府教育委員会に対し以下の実現を求めます。

記

1. 雇用と年金の確実な接続の趣旨をふまえ、再任用職員の給料・手当の改善を図ること。
とくに、給料については「職務給の原則」を踏まえた水準を確保すること。
2. 臨時的任用教職員の初任給の上限を撤廃すること。とくに府立学校臨時講師と小中学校臨時講師の格差を是正するため、小中学校教育職給料表1級の最高号給を引き上げるなど改善を図ること。また、相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
3. 月途中に採用される教育職給料表適用以外の臨時的任用職員にも、採用月の通勤手当を日割り等で支給すること。
4. 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共に・密接に関連するものであることから、非常勤講師の報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。
5. 2010年の給与制度改革による「降格」により、昇給がないとされた学校事務職員の人材育成と士気高揚及び技能労務職員に係る懸案課題等について速やかに解決を図るため、「総合的な人事制度」を構築すること。
6. 教育課程に位置付けられる土曜授業の実施については、学校5日制の意義をふまえるとともに、府立学校長等を指導するなど、育児・介護要件や週休日の振替、校内体制など教職員の勤務労働条件への負担増とならないようにすること。
7. 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。また当面、勤勉手当の拠出分については、年間0.06ヶ月分を縮小すること。
8. 地方公務員法第39条ならびに教育公務員特例法第22条第2項の趣旨と重要性について、管理職ならびに教職員に周知し、教職員の創造的な研修を保障すること。

9. 新たな「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校）」の策定をふまえ、本人・配偶者が妊娠した場合に活用できる各種休暇等を示した「育児スケジュール表」を含む「子育て応援ハンドブック」（参考例：京都市教育委員会）を作成するなど、引き続き、次世代育成のための支援策を講じること。とくに、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（2007年12月18日策定、2010年6月29日政労使による新合意）では「年次有給休暇取得率の2020年における数値目標は70%」と明記されているにもかかわらず、小・中学校では年休取得が減少傾向にある。府費負担教職員の年休取得の増加に向けて、各市町村教育委員会への情報提供など配慮を行うこと。
10. 介護を理由とする離職再任用制度を教員以外にも拡大するなど、介護要件を有する教職員に対する支援策を講じること。また、離職者の復帰状況を明らかにすること。
11. 文科省は学校図書館の活用促進に向けて、「学校図書館法」を改正した。その審議過程で「司書教諭の校務分掌上の配慮」が必要なことを示している。府立学校同様に、小・中学校においても司書教諭に対して非常勤講師を措置するなど、担当者の負担軽減を図ること。
12. しょうがい種別が異なる子どもたちの教育保障には、しょうがい種別ごとの学級設置は重要である。「混在学級」で、しょうがい種別の異なる子どもたちを指導する教職員の負担軽減を図るため、しょうがい種別ごとの学級設置を促進すること。また、「医療的ケア体制整備推進事業」については、看護師配置を学校単位ではなく、医療的ケアが必要な子どもごとに配置することにより、負担軽減を図ること。
13. 中学校給食の実施については、「対象が生徒全員であること」「完全給食」「単独校方式」など、教育的意義をふまえたものであることが重要である。複数校を担当するなどの過重な負担を強いられている栄養教職員について、各校に栄養教諭を配置することや中学校デリバリー給食に対する加配措置を継続するなど、栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。
14. 子どもたちにとって継続した「食教育」を保障することは、きわめて重要である。栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用すること。
15. 妊娠した栄養教職員にとって、寒暖や運搬、兼務校への移動等は、母性保障の観点から改善すべき点が多い。職務軽減など改善策について検討すること。
16. アレルギー疾患有する子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整備することは重要な課題である。文科省「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」通知（2014年3月26日）ならびにアレルギー疾患対策基本法（2014年6月27日公布）の趣旨にもとづき、中学校給食の実施拡大という大阪府における独自課題への対応も含め、一部の教職員に業務負担が偏ることのないよう、アレルギー疾患に関する府教委の「ガイドライン」策定、すべての教職員を対象とした研修の実施、人的配置の充実

など適切な措置を講じること。

17. 学校保健安全法施行規則の一部改正により、健康診断に「四肢の状態（四肢の形態及び発育並びに運動器の機能に注意すること）」が追加された。また、保健調査についても「小学校入学時及び必要と認めるとき」から「小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年」と変更になった。2016年4月1日施行にむけ、現在、日本学校保健会が「健康診断マニュアル」の改定作業がすすめており、7月までに完成させ、周知をはかるとされている。府教委として、マニュアルはあくまで参考例であることを示すなど、教職員の多忙化・負担増が生じないよう配慮を行うこと。
18. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が本年5月21日に施行され、結核登録票に登録されている者について、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼する先として「学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）」が定められ、学校での服薬確認方法等が示された。学校で実施されるDOTS（直接服薬確認療法）は、「保健所長から依頼があった場合」や「あくまで学校がある日」に限定され、薬の学校での保管も例外的なものである。養護教諭を「服薬支援者」に指定することにより、多忙化・負担増を招かないよう配慮すること。
19. 入試制度の改変によって中学校現場で教職員の多忙化・負担増が生じている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。
20. 改正障害者雇用促進法にもとづく法定雇用率（2.2%）の達成に向けて、府教委は障がい者雇用を計画的に拡大している。「障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務」の改正（2016年4月1日施行）ならびに「障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」の閣議決定（2015年2月24日）をふまえ、府教委として、しょうがいのある教職員の勤務条件改善に向け、具体的な「合理的配慮」を示すこと。
21. ショウガイのある子どもたちに対する「合理的配慮」については、必要に応じて人的措置を講じるなど、教職員の多忙化・負担増につながることのないよう配慮を行うこと。
22. 「セクハラ・パワハラ0（ゼロ）」の職場づくりに向けた、府教育委員会教育長メッセージを、この間の府労連ならびに大阪教組との協議と経過を踏まえ、現場教職員にとって効果的なものとなるよう発出すること。
23. 府教委が取りまとめた「教職員の業務負担軽減に関する報告書」（2013年3月）で示されている「具体的な取組み」について、各関係課の現在の進捗状況ならびに今後の課題ごとの検討スケジュールを明らかにすること。
24. 増大する時間外勤務や多忙化を減少させ、働きやすい快適な職場環境を形成するため、労働基準法第36条にもとづく措置が府立学校で実施される。府費負担教職員の過重労働防止に向け、府教委として各市町村教育委員会への情報提供など配慮を行うこと。

25. 教育改革を推進し、教員が子どもと向き合う時間の確保のため、教育委員会による指示・通達等の精選、調査統計の対象と方法、教職員の研修や研究指定校等の在り方の見直しなど、教職員の業務負担軽減に向けた方策をすすめること。さらに、大学など外部機関が各学校園を対象に依頼する調査等については、学校現場への負担増を招かないよう、府教委が調整を行うこと。
26. 労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックと面接指導の実施が 2015 年 12 月 1 日に施行される。実施にあたっては、50 人未満職場を含めるとともに、厚労省指針（2015 年 4 月 15 日）や文科省通知（2015 年 5 月 25 日）等をふまえ、改正法の趣旨を教職員に周知し、個人情報保護を徹底すること。なお、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日 閣議決定）にもとづく「データヘルス計画」の実施にあたっても、個人情報保護を徹底すること。
27. 精神疾患による休職者の復職直後における職務軽減など、復帰にともなう支援策を充実すること。

以上